

しがのアグリツーリズム推進ネットワーク規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 この組織は、「しがのアグリツーリズム推進ネットワーク」(以下「当組織」という。)と称する。

(目 的)

第2条 当組織は、滋賀県の農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動である「グリーンツーリズム」に加え、世界農業遺産「琵琶湖システム」を活用した食事や体験などを楽しむ滋賀ならではの「農泊(農山漁村滞在型旅行)」を「しがのアグリツーリズム」と称し、これらを推進することを目的とする。

当組織では、県・市町の関連部署のほか、県内の農泊を実施する地域などと連携し、意見交換、情報発信、専門的な助言などを行うことにより、農泊に取り組む地域の裾野を拡大し、誰もが訪れてみたい魅力ある「しが」の農山漁村の実現を目指す。

(事 業)

第3条 当組織は、前条の目的を達成するため次の事項を行う。

- (1)農泊予定地域の選定
- (2)農泊実践者・支援者の人材育成と連携促進
- (3)県HP「グリーンツーリズム滋賀」等での広報活動
- (4)その他当組織の目的を達成するために必要な事項

第2章 会員等

(構 成)

第4条 当組織の会員は、次の各号に掲げる者とする。

(1)農泊地域

平成29年度(2017年度)以降、国の農山漁村振興交付金(農泊推進の支援)事業に採択された地域協議会等の事業実施主体のうち、当組織に参加を希望する機関・団体等

(2)農泊予定地域

農泊の取組を始めようとしている地域、または農泊の取組を既に実施しており、これから新たな取組を開始または取組を強化するため農山漁村振興交付金(農泊推進の支援)の事業採択を目指す地域で、第12条で規定された農泊予定地域選定会議において農泊予定地域選定要領で掲げる要件を満たすと確認された機関・団体等。

(3)協力団体・企業・個人

本県における農泊およびグリーンツーリズムの取組に賛同し、支援いただける企業、研究者、団体および個人等。

(4)市町関係課

(5)滋賀県

農村振興課(事務局)、各農業農村振興事務所田園振興課

2 当組織のオブザーバーは以下の県庁各課とし、第8条第3項に基づき、会長が必要に応じて招集し意見を聞くものとする。

農政水産部(農政課、みらいの農業振興課、水産課、畜産課)
知事公室(広報課)

総務部(市町振興課)
琵琶湖環境部(森林政策課)
商工観光労働部(観光振興局)
土木交通部(住宅課)

(入会および退会)

第5条 前条第1項第(1)号、第(2)号、第(4)号に規定する者が入会を希望する場合は別記第3号様式を、前条第1項第(3)号に規定する者が入会を希望する場合は別記第2号様式を提出するものとする。

2 退会しようとする場合は、その旨を速やかに会長に届け出て、別記第3号様式を提出し退会するものとする。また、前条第1項第(2)号に規定する者が要件を満たさなくなった場合は、会員の資格を喪失するものとする。その場合にあっても、別記第3号様式を提出するものとする。

第3章 役員

(会長)

第6条 当組織に会長を置く。

2 会長は、滋賀県農政水産部農村振興課長をもって充てる。

3 会長に事故があるとき、または欠けたときは、会長が指名する者がその職務を代行する。

(事務局)

第7条 滋賀県農政水産部農村振興課が事務局となり、当組織の事務を処理する。

第4章 総会

(総会の開催)

第8条 当組織の総会は、会長が招集し、第9条の事項を審議する。

2 総会は、会員(機関・団体等の場合は各1者とする)の過半数の出席で成立する。

3 会長は、必要に応じ会員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

4 会長は、必要があると認めたときは、臨時総会を招集することができる。

(総会の議決事項等)

第9条 次にあげる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1)規約の制定および改廃

(2)事業計画および収支予算

(3)事業報告および収支決算

(4)解散

(5)その他必要な事項

2 議事は、会長を除く出席者の3分の2以上の賛成をもって可決するものとする。

第5章 運営委員会

(運営委員会の開催)

第10条 当組織の運営委員会は、第4条第1項第(4)号、第(5)号の滋賀県、市町関係課で構成するものとする。

2 運営委員会は、会長が招集し、第11条の事項を協議する。

(運営委員会の協議事項)

第11条 次にあげる事項は、運営委員会の協議を経て決定するものとする。

(1)農泊予定地域選定会議委員(別表1)の選任

(2)その他必要な事項

第6章 農泊予定地域選定会議

(選定会議の開催)

第12条 第4条第1項第(2)号に規定する農泊予定地域を選定するため、別表1に掲げる者で構成する農泊予定地域選定会議(以下「選定会議」という。)を置く。

2 農泊予定地域への選定を希望する地域は、別記第1号様式を会長あてに提出するものとする。

3 会長は、別記第1号様式の提出を受けた場合は選定会議を招集し、「しがのアグリツーリズム推進ネットワーク 農泊予定地域選定要領」に基づいて選定を行う。

第7章 会計

(会計年度)

第13条 当組織の資金は、しがのアグリツーリズム推進ネットワーク補助金交付要綱の定めるところにより交付される補助金とする。

2 当組織の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(年度事業計画および収支予算)

第14条 当組織の年度事業計画および収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

第8章 解散及び残余財産の処分

(当組織が解散した場合の地位の継承)

第15条 当組織を解散した場合には、滋賀県農政水産部農村振興課にその地位を継承するものとする。

(当組織が解散した場合の残余財産の処分)

第16条 当組織を解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国、県の助成金については、関係する法令、規則等に従い、適切に処理するものとする。

第9章 雑則

(その他)

第17条 この規約に定めない事項については、会長が別に定めることができる。

附則

1 この規約は、令和6年10月23日から施行する。

2 この規約の施行に伴い、しがグリーンツーリズムネットワーク連絡会規約(平成24年3月13日施行)は廃止する。

(別表1)農泊予定地域選定会議 構成機関・団体

農泊専門家
滋賀県商工観光労働部観光振興局
滋賀県農政水産部農政課
滋賀県農政水産部農村振興課
選定対象地域となる農泊予定地域が所在する農業農村振興事務所
選定対象地域となる農泊予定地域が所在する市町関係課
その他、会長が招集する機関・団体等

別記第1号様式(第12条関係)

令和 年 月 日

しがのアグリツーリズム推進ネットワーク会長 様

所在地
名称
代表者名
メールアドレス
電話番号

農泊予定地域申請書

農泊予定地域として選定を希望するため、次の関係書類を添えて応募します。

〔関係書類〕

- 1 活動内容または活動実施計画が分かる書類(団体規約等)
- 2 別紙

※他、選定基準を満たしていることが確認できる書類を添付してください。

(別紙)

しがのアグリツーリズム推進ネットワーク入会申込書(農泊予定地域)

1 取組の実施主体等

代表者住所					
団体等名称					
代表者職氏名					
運営責任者職氏名 電話番号 Eメールアドレス					
構成員となる個人 及び団体の名称	法人形態等	主な活動	所在地 (市町村)	設立年	構成員数 (従業員数)

2 取組の活動エリア

--

3 現在、提供している(する予定の)サービスの内容と主な受入実績(直近1年間)

サービス	内 容	受入実績
宿 泊		
食 事		
体 験		

4 地域の農林漁業との関わり

--

5 今後の目指す姿と予定している取組

--

しがのアグリツーリズム推進ネットワーク入会申込書(協力団体・企業・個人)

1 申込者

住所	
氏名、団体名又は商号	
代表者職氏名	
担当者職氏名 電話番号 Eメールアドレス	
取組(事業)内容	

2 入会の目的

3 農泊及び農山漁村ツーリズムの取組に支援・協力できる内容、対象となるエリア

別記第3号様式(第5条関係)

令和 年 月 日

しがのアグリツーリズム推進ネットワーク入会(退会)申込書

しがのアグリツーリズム推進ネットワーク会長 様

所在地
団体名(市町名)
代表者名
メールアドレス
電話番号

しがのアグリツーリズム推進ネットワークへの入会(退会)を申し込みます。